

第10節 経営・管理

第1 在留資格の審査

1 経営・管理の在留資格について

「経営・管理」の在留資格は、事業の経営・管理業務に外国人が従事することができるようにするために設けられたものである。

(注)「経営・管理」の在留資格は、平成26年の法改正により(旧)「投資・経営」の在留資格を改正して設けられた。「投資・経営」の在留資格は、「経営・管理」の在留資格と異なり、外国人が我が国に投資していることを前提とするもので、これは、日米友好通商航海条約において、「いずれの一方の締約国の国民も、(a) 両締約国の領域の間における貿易を営み、若しくはこれに関連する商業活動を行う目的をもって、(b) 当該国民が相当な額の資本を投下した企業若しくは当該国民が現に相当な額の資本を投下する過程にある企業を発展させ、若しくはその企業の運営を指揮する目的をもって、又は(c) 外国人の入国及び在留に関する法令の認めるその他の目的をもって、他方の締約国の領域に入り、及びその領域に在留することを許される(第1条1項)。」と定められ、また、他の条約にも最恵国待遇の規定があることから、これらの規定を担保するものとして、外資の参入している企業の経営・管理業務に従事する外国人の受入れのため平成元年の法改正において創設されたものである。

2 該当範囲

入管法別表第1の2の表の「経営・管理」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)

(1) 経営・管理の在留資格に該当する範囲

「経営・管理」の在留資格に該当する活動の類型は次のとおりである。

- ア 本邦において事業の経営を開始してその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動
- イ 本邦において既に営まれている事業に参画してその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動
- ウ 本邦において事業の経営を行っている者(法人を含む。)に代わってその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動

(2) 用語の意義

ア 「本邦において貿易その他の事業の経営を行い」とは、①本邦において活動の基盤となる事務所等を開設し、貿易その他の事業の経営を開始して経営を行うこと、②本邦において既に営まれている貿易その他の事業の経営に参画すること、③本邦において貿易その他の事業の経営を開始した者若しくは本邦におけるこれらの事業の経営を行っている者に代わってその経営を行うことをいう。

イ 「当該事業の管理に従事する」とは、①本邦において経営を開始してその経営を行っている事業又は経営に参画している事業の管理に従事すること、②本邦において貿易その他の事業の経営を開始した者若しくは本邦におけるこれらの事業の経営を行っている者に代わって当該事業の管理に従事することをいう。

(3) 留意事項

「経営・管理」の活動の該当性について、次の点に留意する。

ア 事業の経営又は管理に実質的に従事するものであること

(ア) 事業の経営に従事する活動には、事業の運営に関する重要事項の決定、業務の執行、監査の業務等に従事する代表取締役、取締役、監査役等の役員としての活動が該当し、事業の管理に従事する活動には、事業の管理の業務に従事する部長、工場長、支店長等の管理者としての活動が該当する。

申請人は、これらの経営や管理の業務に実質的に参画し、又は従事するものでなければならず、実際に行う業務の内容を確認して判断する。

(イ) 特に、申請人が新たに事業を開始しようとする場合について、申請時において、申請人は上記の業務には未だ参画等していないため、開始するとする事業の内容の具体性や、申請人が取得した株式や事業に投下している資金の出所等の事業の開始に至る経緯全般から、申請人が単に名ばかりの経営者ではなく、実質的に当該事業の経営を行う者であるかどうかを判断する。また、既に営まれている事業に経営者や管理者として招へいされるような場合も同様であり、それが比較的小規模の事業であり申請人の他に事業の経営や管理に従事する者がいるときは、投資の割合や業務内容をそれらの者と比較することも必要である。

イ 事業の継続性があること

決定する在留期間の途中で事業が立ち行かなくなる等在留活動が途切れることが想定されるような場合は、「経営・管理」の在留資格に該当する活動を行うものとは認められない。この観点から、外国人が経営又は管理に従事する事業が安定して営まれるものと客観的に認められることが必要である。

(4) 他の在留資格との関係

ア 「技術・人文知識・国際業務」

企業の経営活動や管理活動は、自然科学若しくは人文科学の知識等を要する業務に

従事する活動であることもあり、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に定める活動と一部重複する。このように重複する場合は「経営・管理」の在留資格を決定する。

また、申請人の業務内容に企業の経営活動や管理活動が含まれているが、「経営・管理」の活動に該当しない場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への該当性に留意する。

なお、企業の職員として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留していた外国人が、昇進等により当該企業の経営者や管理者となったときは、直ちに「経営・管理」の在留資格に変更することまでは要しないこととし、現に有する「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の在留期限の満了に併せて「経営・管理」の在留資格を決定しても差し支えない。

イ 「法律・会計業務」

企業に雇用される弁護士、公認会計士等専門知識をもって経営又は管理に従事する者の活動も、「経営・管理」の在留資格に該当するが、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士等の資格を有しなければ行うことができないとされている事業の経営又は管理に従事する活動は、「法律・会計業務」の在留資格に該当する。ただし、病院の経営に係る活動は、医師の資格を有する者が行う場合であっても、「医療」ではなく、「経営・管理」の活動に該当する。

ウ 「短期滞在」

日本法人の経営者に就任し、かつ日本法人から報酬が支払われる場合、その者が当該事業の経営等に関する会議、連絡業務等で短期間来日する場合であっても「経営・管理」の在留資格に該当する。

なお、当該日本法人の経営者に就任していない場合や、就任していたとしても日本法人から報酬が支払われない場合には、「短期滞在」の在留資格で入国し、当該会議等に参加することとなる。

3 基準

(1) 第1号

事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合にあつては、当該事業を営むための事業として使用する施設が本邦に確保されていること。

要件の内容

第1号は外国人が経営し又は管理に従事する事業が本邦に事業所を有して営まれるものであることを要件としており、次の両方を満たしていることが必要である。

ア 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行わ

れていること

イ 財貨及びサービスの生産又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること

(注) 上記の二つの要件は、総務省が定める日本標準産業分類一般原則2項における事業所の定義に基づくものである。

(2) 第2号

申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。

イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤職員(法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)が従事して営まれるものであること。

ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。

ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。

ア 要件の内容

第2号は、外国人が経営又は管理に従事する事業の「規模」について定めたものであり、イからハまでのいずれかに該当する必要がある。

(ア) 第2号イは、経営又は管理に従事する外国人以外に本邦に居住する常勤の職員が2人以上勤務する事業であることを要件とするものである。ただし、法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する常勤の職員は除かれる。

(イ) 第2号ロは、事業が会社形態で営まれる場合を前提とする規定であり、株式会社における払込済資本の額(資本金の額)又は合名会社、合資会社又は合同会社の出資の総額が500万円以上の事業であることを要件とするものである。

(ウ) 第2号ハは、イ及びロのいずれにも該当しない場合に、イ又はロに準ずる規模であることを要件とするものである。

第2号ハは、イ及びロに該当しない場合であっても、イ又はロに準ずる規模であるときは規模に係る基準を満たすこととするものである。「準ずる規模」であるためには、営まれる事業の規模が実質的にイ又はロと同視できるような規模でなければならない。イに準ずる規模とは、例えば、常勤職員が1人しか従事していないような場合に、もう1人を従事させるのに要する費用を投下して営まれているような事業の規模がこれに当たる。この場合の当該費用としては、概ね250万円程度が必要と考えられる。また、ロに準ずる規模とは、例えば、外国人が個人事業の形態で事業を開始しようとする場合に、500万円以上を投資して営まれているような事業の規模がこれに当たる。この場合の500万円の投資とは、当該事業を営むのに必要なものとして投下されている総額であり、次の①から③の目的で行われるものがこれに当たる。また、引き続き行われている事業の場合は500万円以上の投資が継続して行われていることが必要であり、これが確認される場合に、第2号ハに適合するものとして取り扱う。

- ① 事業所の確保：当該事業を営むための事業所として使用する施設の確保に係る経費
- ② 雇用する職員の給与等：役員報酬及び常勤・非常勤を問わず、当該事業所において雇用する職員に支払われる報酬に係る経費
- ③ その他：事業所に備え付けるための事務機器購入経費及び事業所維持に係る経費

なお、一般的には、会社の事業資金であっても会社の借金は直ちには投資された金額とはなり得ないが、その外国人が当該借入金について個人補償をしている等の特別の事情があれば本人の投資額と見る余地もある。

イ 用語の意義

「常勤の職員」については、第1節第3を参照。

なお、常勤の職員は、本邦に居住する者から「法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。」とされているので、外国人の場合は、特別永住者又は日本人の配偶者等、永住者等の居住資格をもって在留する外国人であることが必要である。

(3) 第3号

申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

ア 要件の内容

- (ア) 第3号は、外国人が事業の管理に従事する場合に適用される基準を定めており、3年以上の事業の経営又は管理の実務経験を有すること及び日本人と同等額以上の報酬を受けて事業の管理に従事することが必要である。
- (イ) 括弧書きの規定により、本邦又は外国の大学院において経営又は管理に係る科目を専攻して教育を受けた期間は、「実務経験」期間に算入される。したがって、大学院において経営に係る科目を専攻して2年間の修士課程を修了した外国人は、事業の経営又は管理について1年の実務経験があれば3号の要件に適合する。また、大学院において経営又は管理に係る科目を専攻して3年の教育を受けた外国人は、実務経験がなくても3号の要件を満たす。
- (ウ) 第3号は、外国人が「事業の管理に従事しようとする場合」に適用されるものであることから、事業の管理に従事しようとする者は、第1号及び第2号の要件についても適合することが必要である。

イ 用語の意義

「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」については、第2章第1節第2の「報酬」を参照

4 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

ア 事業の経営を開始する又は事業の経営を行う活動

(ア) 事業所の存在・確保（基準省令第1号）

- ① 申請書の「勤務先」、「事業所の状況」欄の記載により、基準に適合するかを確認する。
- ② 所属機関がカテゴリー（5立証資料参照）3又は4の事業の場合は、事業所用施設の存在を明らかにする「不動産登記簿謄本」及び「賃貸借契約書」その他の立証資料により確認する。

（注）1号本文は、既に存在する貿易その他の事業に投資してその経営を行うか、当該事業の管理に従事する場合に適用される基準であることから、その事業所について「存在すること」を要件としているが、1号ただし書きは、貿易その他の事業を「開始しようとする」場合について定めており、事業所について「事業所として使用する施設が確保されていること」で足りる。

(イ) 規模（基準省令第2号）

- ① 申請書の「勤務先」、「活動内容」、「給与・報酬」欄の記載により、事業の規模が基準2号に該当するかを確認する。
- ② 所属機関がカテゴリー3又は4の事業の場合は、事業の規模については、二人以上の常勤職員を雇用する場合は、「当該職員の賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し」、資本金等の額が500万円以上の場合は、「当該法人の登記事項証明書の写し」の立証資料により確認する。

イ 会社を設立して事業の経営を開始しようとする者について

(ア) 法人の登記が完了していない場合

事業を開始しようとする場合であって、法人の登記が完了していないときは、「定款その他当該法人を設立しようとしていることを明らかにする書類の写し」により、法人の登記が予定されていることを確認する。

(イ) 事業所の確保（基準省令第1号）

上記ア（ア）を参照。なお、賃貸借契約の締結に至っていない場合は、「事業所の概要を明らかにする資料」として、例えば、賃貸を検討している物件について説明する資料（場所、広さ、予算等が記載されたもの）により確認する。

(ウ) 規模（基準省令第2号）

上記ア（イ）を参照。なお、法人の登記が完了していないため、「当該法人の登記事項証明書の写し」の提出が困難な場合は、「定款その他当該法人を設立しようとしていることを明らかにする書類の写し」により、設立に際して出資される金額を確認する。

(注) 後記第2の4「我が国で会社を設立して経営を行おうとする者に関する留意事項」を参照。

ウ 事業の管理に従事する活動

(ア) 事業所の存在 (基準省令第1号)

上記ア(ア)を参照。

(イ) 規模 (基準省令第2号)

上記ア(イ)を参照。

(ウ) 経験及び報酬 (基準省令第3号)

① 「事業の経営又は管理についての3年以上の経験 (大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。)」について

○ 申請書の「最終学歴」、「専門・専攻分野」、「事業の経営又は管理についての実務経験年数」、「職歴」欄により確認する。

○ 所属機関がカテゴリー3又は4の場合、「関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書」、及び「関連する職務に従事した期間を証する文書 (大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。)」の立証資料により確認する。

② 「日本人と同等額以上の報酬」について

○ 申請書の「給与・報酬」、「職務上の地位」欄により確認する。

○ カテゴリー3又は4の場合は、「申請人の活動内容等を明らかにする次のいずれかの資料」により報酬額を確認する。

- ・ 会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録 (報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録) の写し

- ・ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位 (担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書

- ・ 日本において管理者として雇用される場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書

(2) 在留期間の更新時

申請資料に加え、カテゴリー3又は4の事業の場合は、「直近年度の決算文書の写し」及び「住民税の課税 (又は非課税) 証明書」により、また、カテゴリー4の場合、さらに「外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料」により、在留資格該当性及び上陸基準適合性について問題がないかを確認する。

また、申請人が運営する企業等が消費税の不正還付に関して重加算税の賦課決定処分

を受けた場合（処分が確定している場合）は、原則として不許可とし、
 引き続き在留を認めるに足りる相当な理由がある場合は、意見を付して本庁へ請訓する（その他の詳細及び取扱いについては、第1節第10を参照する。）。

なお、「4月」の在留期間が決定されている者は、株式会社等が設立されていない段階で上陸許可した者であるため（第2の4参照）、在留期間の更新時に「登記事項証明書」の提出を求め、その提出がない場合は、在留資格認定証明書交付申請時に提出された資料（事業計画書や法人を設立しようとしていることを明らかにする資料等）との整合性等、在留期間の更新の可否を慎重に審査する。

5 立証資料

第31節別表による。

6 在留期間

在留期間	運用
5年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ① 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ② 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあつては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③ 経営する、又は管理に従事する機関がカテゴリー1又はカテゴリー2に該当するもの ④ ③以外の場合は、「経営・管理」の在留資格で3年又は5年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き5年以上「経営・管理」の在留資格に該当する活動を行っているもの ⑤ 滞在予定期間が3年を超えるもの
3年	次のいずれかに該当するもの ① 次のいずれにも該当するもの a 5年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b 滞在予定期間が1年を超え3年以内であるもの ② 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの

	<p>a 5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>b 滞在予定期間が1年を超えるもの</p> <p>③ 5年、1年、4月又は3月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの（4月又は3月の項のいずれかに該当するものを除く。）</p> <p>① 経営する、又は管理に従事する機関がカテゴリー4（カテゴリー1、2及び3のいずれにも該当しない団体・個人）に該当するもの</p> <p>② 3年又は1年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの</p> <p>③ 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの</p> <p>④ 滞在予定期間が1年以下であるもの（滞在予定期間が1年以下であっても、活動実績等から滞在予定期間の延長が見込まれるものを除く。）</p>
4月	<p>新たに事業を法人において行おうとするものであって、入管法施行規則別表第3の「経営・管理」の項の下欄に定める資料のうち、登記事項証明書の提出がないもの（後記第2の4参照）</p>
3月	<p>滞在予定期間が3月以下であるものであって、4月の項に該当しないもの</p>

※1 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [Redacted]

(1) [Redacted]

ア [Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

[Redacted]。

(2) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

4 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り3月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則とし

て「3月」ではなく「1年」を決定する（この場合「4月」は決定しない。後記第2の4参照）。

第2 応用・資料編

1 該当範囲に関する留意事項

- (1) 我が国において適法に行われる業務であれば、その活動の業種に制限はない。
- (2) 申請人が経営又は管理に従事する事業は、外国人若しくは外国法人が現に投資しているもののみでなく、日本人若しくは日本法人のみが投資しているものであっても、「経営・管理」の在留資格に該当する。
- (3) 経営又は管理に従事する者が、純粋な経営又は管理に当たる活動のほか、その一環として行う現業に従事する活動は、「経営・管理」の在留資格の活動に含まれる。ただし、主たる活動が現業に従事するものと認められる場合は、「経営・管理」の在留資格に該当しない。
- (4) 「経営・管理」における事業は、営利を目的としないものであっても、また、外国又は外国の地方公共団体(地方政府を含む。)の機関の事業として行われるものでも差し支えない。
- (5) 複数の者が事業の経営又は管理に従事している場合には、それだけの人数の者が事業の経営又は管理に従事することが必要とされる程度の事業規模、業務量、売上げ、従業員数等がなければならず、これらから見て、申請人が事業の経営又は管理に主たる活動として従事すると認められるかどうかを判断する。

具体的には、①事業の規模や業務量等の状況を勘案して、それぞれの外国人が事業の経営又は管理を主たる活動として行うことについて合理的な理由が認められること、②事業の経営又は管理に係る業務について、それぞれの外国人ごとに従事することとなる業務の内容が明確になっていること、③それぞれの外国人が経営又は管理に係る業務の対価として相当の報酬の支払いを受けることとなっていること等の条件が満たされている場合には、それぞれの外国人について「経営・管理」の在留資格に該当する。

- (6) 「経営・管理」の在留資格の決定に当たっては、個人事業は登記が必要とはされておらず、また、株式会社等を設立する準備を行う意思があることや株式会社等の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた場合は、登記事項証明書の提出を不要としていることから（後記第2の4参照）、登記事項証明書（登記簿謄本）の提出がないことのみをもって不交付（不許可）処分を行うことのないよう留意する。
- (7) 入国・在留を認める役員の人数については、それ自体に制限はなく、その者の行おうとする活動に在留資格該当性が認められない場合又は基準適合性が認められない場合、その他在留状況に問題がある場合など、在留を認めるべき相当の理由がないときを除き、人数の観点から不許可・不交付とすることはできない。

役員報酬の有
無や報酬額については、株主総会議事録や取締役会議事録などを確認する。

2 事業所の存在・確保に関する留意事項

- (1) 「経営・管理」の在留資格に係る活動については、事業が継続的に運営されることが求められる。事業所については、賃貸物件が一般的であるところ、当該物件に係る賃貸借契約においてその使用目的を事業用、店舗、事務所等事業目的であることを明らかにし、賃貸借契約者についても当該法人等の名義とし、当該法人等による使用であることを明確にすることが必要である。月単位の短期間賃貸スペース等を利用したり、容易に処分可能な屋台等の施設を利用したりする場合には、それを合理的とする特別の事情がない限り、「事業所の確保（存在）」の要件に適合しているとは認められない。

なお、事業所は、実際に事業が営まれている所であるので、住所及び電話番号等を借り受け、電話にはオペレーターが対応し、郵便物を転送するなど実際に経営又は管理を行う場所は存在しない「バーチャル・オフィス」等と称する形態は、事業所とは認めない。

- (2) 住居として賃借している物件の一部を使用して事業が運営されるような場合には、次の点を必要とする。

- ① 住居目的以外での使用を貸主が認めていること（事業所として借主と当該法人の間で転貸借されることにつき、貸主が同意していること）
- ② 借主も当該法人が事業所として使用することを認めていること
- ③ 当該法人が事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有していること
- ④ 当該物件に係る公共料金等の共用費用の支払に関する取決めが明確になっていること
- ⑤ 看板類似の社会的標識を掲げていること

- (3) インキュベーター（経営アドバイス、企業運営に必要なビジネスサービス等への橋渡しを行う団体・組織）が支援している場合で、申請人から当該事業所に係る使用承諾書等の提出があったときは、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が運営する対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）の提供するオフィスなどのインキュベーションオフィス等の一時的な住所又は事業所であって、起業支援を目的に一時的に事業用オフィスとして貸与されているものの確保をもって、「事業所の確保（存在）」の要件に適合しているものとして取り扱う。

3 事業の継続性に関する留意事項

事業の継続性については、今後の事業活動が確実に行われることが見込まれなければならない。しかし、事業活動においては様々な要因で赤字決算となり得るところ、単年度の

決算状況を重視するのではなく、貸借状況等も含めて総合的に判断することが必要である。

なお、債務超過が続くような場合は、資金の借入先を確認するなどし、事業の実態、本人の活動実態に虚偽性がないか確認する。特に、2年以上連続赤字の場合、本人の活動内容を含め、慎重に調査する。

(1) 決算状況の取扱い

ア 直近期末において剰余金がある場合又は剰余金も欠損金もない場合

直近期において当期純利益があり、同期末において剰余金がある場合には、事業の継続性に問題はない。また、直近期において当期純損失となったとしても、剰余金が減少したのみで欠損金とまでならないものであれば、当該事業を継続する上で重大な影響を及ぼすとまでは認められないことから、この場合においても事業の継続性があると認められる。したがって、直近期末において剰余金がある場合又は剰余金も欠損金もない場合には、事業の継続性があると認められる。

イ 直近期末において欠損金がある場合

(ア) 直近期末において債務超過となっていない場合

事業計画、資金調達等の状況により、将来にわたって事業の継続が見込まれる可能性を考慮し、今後1年間の事業計画書及び予想収益を示した資料の提出を求めることとし、事業が行われていることに疑義があるなどの場合を除いて、原則として事業の継続性があると認める。ただし、当該資料の内容によっては、中小企業診断士や公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が評価を行った書面（評価の根拠となる理由が記載されているものに限る。）の提出をさらに求める等して審査する場合もある。

(イ) 直近期末において債務超過であるが、直近期前期末では債務超過となっていない場合

債務超過となった場合、一般的には企業としての信用力が低下し、事業の存続が危ぶまれる状況となっていることから、事業の継続性を認め難いものであるが、債務超過が1年以上継続していない場合に限り、1年以内に具体的な改善（債務超過の状態でなくなることをいう。）の見通しがあることを前提として事業の継続性を認めることとする。具体的には、直近期末において債務超過であるが、直近期前期末では債務超過となっていない場合には、中小企業診断士や公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が、改善の見通し（1年以内に債務超過の状態でなくなることの見通しを含む。）について評価を行った書面（評価の根拠となる理由が記載されているものに限る。）の提出を申請者に求めることとし、当該書面を参考として事業の継続性を判断することとする。

(ウ) 直近期末及び直近期前期末ともに債務超過である場合

債務超過となって1年以上経過しても債務超過の状態でなくならなかったとき

は、事業の存続について厳しい財務状況が続いていること及び1年間での十分な改善がなされていないことから、増資、他の企業による救済等の具体的な予定がある場合には、その状況も踏まえて事業の継続性を判断する。

ウ 直近期及び直近期前期において共に売上総利益がない場合

企業の主たる業務において売上高が売上原価を下回るということは、通常の企業活動を行っているものとは認められず、仮に営業外損益、特別損益により利益を確保したとしても、それが本来の業務から生じているものではない。単期に特別な事情から売上総利益がない場合があることも想定されるが、二期連続して売上総利益がないということは当該企業が主たる業務を継続的にこなせる能力を有しているとは認められない。したがって、この場合には事業の継続性があるとは認められない。ただし、増資、他の企業による救済等の具体的な予定がある場合には、その状況も踏まえて事業の継続性を判断する。

(注) 主な用語の説明

直近期：直近の決算が確定している期（直近の決算は「損益計算書」を見る。）

売上総利益（損失）：純売上高から売上原価を控除した金額（「損益計算書」を見る。）

剰余金：法定準備金を含むすべての資本剰余金及び利益剰余金（「貸借対照表」を見る。）

欠損金：期末未処理損失、繰越損失（「貸借対照表」を見る。）

債務超過：負債（債務）が資産（財産）を上回った状態（「貸借対照表」上の「負債の部」の合計が同表の「資産の部」の合計を上回った状態のこと。）

エ

[Redacted text block]

(ア)

[Redacted text block]

(イ)

[Redacted text block]

4 在留期間「4月」の新設について

平成24年7月に入管法が改正され、また、外国人登録法が廃止されて、現行の在留管

理制度が導入される前は、我が国で株式会社等を設立し「投資・経営」の在留資格を得ようとする者は、「短期滞在（90日）」の在留資格で上陸し、その間に、外国人登録を行い、その住居地をもって会社設立の登記をし、「投資・経営」に係る手続を行っていたところ、現行の在留管理制度が導入され、中長期在留者でなければ在留カードが交付されず、住民票も作成されないため、「短期滞在」の在留資格で在留する者は居住地を証する証明書を持つことができず、法人を設立するための準備行為を行うことが困難となった。

これに対して、平成26年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、株式会社等を設立する準備を行う意思があることや株式会社等の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出がなくとも入国を認めることについて検討し、結論を得ることとされた。

このことを踏まえ、入管法施行規則別表第3の「経営・管理」の項の下欄第1号口において、「当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し（法人の登記が完了していないときは、定款その他当該法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し）」として、株式会社等を設立する場合に登記事項証明書の提出は不要としつつ、そのような場合には、法人が設立されていない不安定な状態で長期の滞在を認めることは適当ではないことから、中長期在留者となり住民票が作成される最短の月単位の期間である「4月」の在留期間を決定することとなったものである。

5 地方公共団体が実施する企業支援の対象となった者の取扱い

(1) 取扱いの概要等

ア 取扱いの概要

申請人が、地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において、当該地方公共団体が事業所に係る経費（申請人の専有スペースの賃料のほか、共有スペースの利用料も含む。）を申請人に代わり負担していると認められるときは、その他に当該地方公共団体から受ける起業支援に係る経費（当該施設に駐在するコンサルタント等から起業に係る指導等を受ける場合におけるコンサルタント利用料等であって、地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる場合に限る。）を含め、基準第2号に規定する事業規模について、地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる金額を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となる場合は、基準第2号ハに適合するものとして取り扱う。

(注)「当該地方公共団体が事業所に係る経費（申請人の専有スペースの賃料のほか、共有スペースの利用料も含む。）を申請人に代わり負担していると認められるとき」及び「その他に当該地方公共団体から受ける起業支援に係る経費（当該施設に駐在するコンサルタント等から起業に係る指導等を受ける場合におけるコンサルタント利用料等であって、地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる場合

に限る。）」とは、地方公共団体による支援と同等の民間施設やコンサルタントを利用した場合の金額に比べて、申請人がインキュベーション施設やコンサルタントの利用について安価に使用できる場合を言い、その差額分については地方公共団体が申請人に代わり負担していると認めるものである。

イ 対象者

新規入国、本邦在留中のいずれも対象であり、本邦在留中については在留資格は問わない。

ただし、地方公共団体による起業支援の対象にインキュベーション施設への入居が含まれない場合には、本件取扱いの対象外となることに留意する。

(2) 入国・在留審査事務の取扱い

ア 在留資格決定時

(ア) 立証資料

第31節に定める資料のほか、次の事項について記載がある地方公共団体が発行した文書の提出を求める(事業所用施設の存在を明らかにする資料の提出は求めない)。

- ① 申請人の国籍・地域、氏名、生年月日
- ② 地方公共団体が実施する起業支援事業の名称及び予算額
- ③ 地方公共団体が認定した申請人の事業内容の詳細
- ④ 地方公共団体が申請人に提供する支援の内容(インキュベーション施設への入居、コンサルタントの利用機会の提供等)
- ⑤ ④について民間の施設やコンサルタントを利用した場合の金額及びその積算根拠
- ⑥ ④について申請人の負担額
- ⑦ 申請人に対する支援の始期及び終期

(イ) 審査

- ① 地方公共団体が発行した上記(ア)の文書が、当該地方公共団体から当局に対して初めて提出された場合は、当該地方公共団体が事業所に係る経費やコンサルタント利用料等を申請人に代わり負担していると認めることの可否について、本庁在留管理支援部在留管理課(就労審査係)へ照会する。

本庁在留管理支援部在留管理課においては、当該照会に対してその可否を回答するとともに、地方公共団体が事業所に係る経費やコンサルタント利用料等を申請人に代わり負担していると認めたものについて、入管WANに掲示する。

- ② 本庁在留管理支援部在留管理課から、地方公共団体が事業所に係る経費やコンサルタント利用料等を申請人に代わり負担していると認められる旨の回答があったもの及び入管WANに掲示されているものについては、次のとおり取り扱う。

- a 申請人が起業し、経営する事業については、地方公共団体が起業支援対象者として認定・支援していることをもって、事業計画の具体性及び合理性を満たして

いるものとして取り扱う。

- b 上記（ア）の⑤から⑥を減じた額については、事業所に係る経費やコンサルタント利用料等を申請人に代わり地方公共団体が負担していると認められることから、当該金額に申請人が投下している金額を合わせて500万円以上であれば、「経営・管理」に係る上陸基準省令第2号ハに適合しているものとして取り扱う。

（例）地方公共団体が指定するインキュベーション施設と同等の民間施設の賃料は月額8万円のところ、対象者は月額1万円の負担でインキュベーション施設を利用でき、資本金の額又は出資の総額が416万円以上である場合（月額7万円（年間84万円）は地方公共団体が申請人に代わって事業所の賃料を負担していると認められる。）。

（ウ）決定する在留期間

1年

イ 在留期間更新許可申請時

- （ア）地方公共団体が実施する起業支援対象者として、引き続き支援を受ける場合
上記ア（ア）の資料の提出を求めた上で、同（イ）に従い審査する。
- （イ）地方公共団体が実施する起業支援対象者としての支援が終了している場合
基準適合状況について、改めて審査する。

6 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が支援対象とする外国企業の取扱いについて

（1）取扱いの概要等

ア 概要

ジェトロが支援対象とする外国企業については、本国での企業実態、対日投資を行う上での資金力、対日投資計画の存在とその実現可能性等について審査がなされていることを踏まえ、ジェトロに支援認定された企業の経営・管理に携わる者については、日本での起業時から3年を経過するまでの申請に当たり、一定の条件を満たす場合、コワーキングスペースやシェアオフィス（以下「コワーキングスペース等」という。）等の独立性のない区画を事業所として利用する場合であっても、特例として、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（以下「上陸基準省令」という。）の法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動の項下欄第1号について、適合しているものとして取り扱うこととするもの。

イ 対象者

ジェトロの対日投資支援認定企業である外国企業の日本法人・支店・事業所の経営・管理に携わる者（以下「代表者」という。）。

なお、新規入国者、本邦在留中の者いずれも対象となる。また、日本での起業から3年を経過しない期間に代表者が交代する場合、当該新代表者も対象となるが、特例の適用を受ける者は、原則1企業につき1名とする。

ウ 条件

(ア) 事業所とするコワーキングスペース等について

- ① 法人登記が可能であること
- ② 利用期間中は、一定の場所の利用保証（注）があること

（注）コワーキングスペース等内の座席を利用することが可能となっていること。

- ③ 代表者の在留期間内において、契約更新等により継続利用が可能なこと

(イ) 事業所として利用するコワーキングスペース等の所在地に、ジェトロが支援する企業が登記されていること

(ウ) コワーキングスペース等を事業所とする期間中は、代表者が事業活動状況等をジェトロに定期的に報告をすること

(エ) 日本で起業した日から3年未満であること

(2) 入国・在留審査事務の取扱いについて

ア 在留資格決定時

(ア) 必要書類

- ① ジェトロ支援企業証明書（※）

※ 当該支援企業証明書には、対象となる企業について、ジェトロの対日投資支援認定企業であるとして、以下の記載内容が含まれる。

- ・ 企業名（親会社所在地）
- ・ 支援内容
- ・ 支援認定年月日
- ・ 商号、所在地、会社成立の年月日、事業内容の要約（登記事項証明書の記載）
- ・ コワーキングスペース等の名称
- ・ コワーキングスペース等の利用期間

- ② 登記事項証明書

- ③ コワーキングスペース等の利用契約書（写し）

- ④ その他

第31節に規定された在留資格「経営・管理」に係る資料の提出を求めることとするが、事業所用施設の存在を明らかにする資料の提出は不要とする。

なお、日本で起業した日から3年を経過する日が1年以内に到来する申請については、新たな事業所（通常の在留資格「経営・管理」の審査と同一の考え方によるもの）の確保予定について説明した文書を求めることとする。

(イ) 審査

本節に基づき審査を行うこととするところ、事業所用施設の確保については、次の

①ないし④を確認することにより、基準を満たしているものとして取り扱う。

- ① 上記（1）ウの条件を満たしていること

- ② 申請書上の事業所の所在地、ジェトロ支援企業証明書に記載された事業所の所在地が、登記事項証明書上で確認できること
- ③ 処分の時点（新規入国は入国予定日）において、ジェトロ支援企業証明書に記載されたコワーキングスペース等の利用期間内であること
- ④ 処分の時点（新規入国は入国予定日）が、日本での起業時から3年未満であること

なお、上記①については、ジェトロ支援企業証明書の提出をもって、条件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

(ウ) 在留期間

1年

イ 在留期間更新許可申請時

(ア) 必要書類

上記ア（ア）の資料の提出を求めた上で審査する。なお、事業所とするコワーキングスペース等に変更がない場合は、必要書類のうち、登記事項証明書及びコワーキングスペース等の利用契約書の提出を不要とする。

(イ) 審査

上記ア（イ）に従い審査する。なお、同①及び②については、ジェトロ支援企業証明書の記載をもって判断することとし、同③のコワーキングスペース等の利用期間の残余については、ジェトロ支援企業証明書に記載された事業所の利用期間により判断して差し支えない。また、同③及び④については、「処分の時点」を「在留期間更新許可申請の時点における在留期間満了日」と読み替えることとする。

(ウ) 在留期間

1年

(3) 留意点

ア 本件特例は、「事業所の確保」に係る上陸基準省令第一号（事業所の確保）に係る緩和措置のみに適用されるため、上陸基準省令第二号（事業の規模）については通常の「経営・管理」と同様の審査を行う。

イ 本件特例の適用を受ける企業に雇用されるとして、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格関係諸申請があった場合、申請人が同一の事業所（コワーキングスペース等）で稼働するときは、当該申請人についても、当該事業所内に利用保証のあるスペースが確保されている必要がある。

ウ 在留期間更新許可申請等の時期によっては、通算して3年を超える場合があるが、特段の疑義がない場合は、許可して差し支えない。